

## 帝京科学大学奨学金取扱要領（新型コロナウイルス対策用）に関するQ&A

### Q1 どのような学生が利用（申請）することができますか？

A 本制度を利用（申請）できる学生は、

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、生計維持者（父母）の収入が減少してしまい、2020年度前期分の学生納付金の納入が困難となった者で
- (2) 日本学生支援機構が取扱う奨学金のうち家計急変用<sup>①</sup>もしくは給付型・授業料減免用<sup>②</sup>を申請している者（①、②どちらかの奨学金を申請していることが必須）

となります。

### Q2 日本学生支援機構家計急変用奨学金を申し込むにはどうすればよいのですか？

A 家計急変用については、本学ホームページのトップ画面に「本学の新型コロナウイルス COVID-19 感染症対応について」を開いていただき、次画面にある「5.学生の経済的支援の取扱い」をクリックすると経済支援に関する事項が表示されます。その②の下段に「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生の皆さんへ「家計急変」関係の申請情報」の項目があるので、その項目をクリックしていただくと文部科学省からのお知らせとして「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」の項目が表示されるので、その内容を確認していただき、大学まで資料請求のうえ、必要な手続きを執っていただくこととなります。

### Q3 給付型・授業料減免用の奨学金を申し込むにはどうすればよいのですか？

A 手続きについては、すでにホームページでお知らせしていますが、詳しくは本学ホームページのトップ画面「本学の新型コロナウイルス COVID-19 感染症対応について」を開いていただき、次画面にある「5.学生の経済的支援の取扱い」をクリックすると経済支援に関する事項が表示されます。その②の上段に「日本学生支援機構奨学金（予約・新規申込）高等教育の修学支援制度（授業料減免）の手続きについて」の項目があるので、その項目をクリックしていただくと各種奨学金の申し込みに関する画面となります。

そのうち3番目の◆（菱形）の項目に「新規申込を希望される方（新入生・在学生）」の欄を熟読していただき、必要な手続きを執っていただくこととなります。

ただし、申込期限が5月末日となっているので誤りのないようにしてください。

### Q4 昨年11月に給付型・授業料減免用の奨学金を申し込みましたが、採用されませんでした。どうしたらよいのですか？

A 本制度に関しては、申込時の家計状況によって日本学生支援機構が決定しているものです。よって、採用されなかった学生も、その後、新型コロナウイルス感染症の影響で生計維持者（父母）の収入が大きく減少したため学生納付金の納入が困難となっている場合には、家計

急変用奨学金の申し込みをすることができます。

この奨学金を申し込むことで、併せて本学奨学金制度の利用申請をすることが可能となります。

また、新型コロナウイルス感染症影響の理由外で生計維持者（父母）の収入が減少した場合は、再度、日本学生支援機構が取扱う給付型・授業料減免用の奨学金を申し込むことができます。しかし、学業成績などの要件を満たすことが必要です。再度、申請を希望するのであれば対象となるかの判断を日本学生支援機構のホームページにある進学資金シミュレーターにより確認してください。

この場合の申し込み期限5月末日と定められているので、早急な対応が必要となります。間に合わないときは、10月以降（予定）に在学採用の申請が可能です。

#### **Q5 家計急変用奨学金や給付型・授業料減免用奨学金の申し込み期限はありますか？**

**A** 家計急変用奨学金に関しては、申込期限は定めていませんが、家計急変事由が発生した月から3か月以内と定められています。

しかし、6月末日までに申し込むことにより、申請日の属する月から支給可能となります。通常は、決定した月からとなっています。

給付型・授業料減免用の締め切りは、5月末日となっています。よって、今回申込期限に間に合わないときは、10月以降（予定）に実施される在学採用により申請していただくこととなります。

その際、給付型・授業料減免用以外にも貸与型奨学金も申請することが可能です。

#### **Q6 家計急変用奨学金や給付型・授業料減免用奨学金を申請しただけで、大学の奨学金制度を利用することができるのですか？**

**A** これら日本学生支援機構の奨学金を申し込み、採用された学生は本制度の選考対象から除外します。

本制度は、日本学生支援機構の奨学金を申請した学生のうち、採用されなかった学生を選考対象としますので、必ずしも申請しただけで本制度へ採用されるとは限りません。

#### **Q7 申請書類のうち、帝京科学大学奨学金申請書以外に提出する書類は具体的にどのような書類が必要ですか？**

**A** (1) 生計維持者（父母）が、会社勤めなどの給与所得者の場合

本年2月以降に支給された給与明細書のコピーを提出してください。原本である必要はありません。また、家計急変用奨学金を申請した際に使用した書類のコピーでも可能です。

(2) 生計維持者（父母）が、会社経営者や個人事業主等の給与所得者以外の場合

本年2月以降の営業利益（実益）を証明する書面（コピー）の提出をお願いします。家計急変用奨学金を申請した際に使用した書類のコピーでも可能です。

**Q 8 申請期間は、なぜ6月中なのですか？**

A 給付型・授業料減免用奨学金の申込期限が5月末日となっていることや、家計急変用奨学金の申し込みを6月末日までに行うことによって、申請した時点（月）に遡って奨学金が支給等されるなど利点があるので、なるべくそれまでにこれらの奨学金を申請してもらいたいからです。

また、本年度前期授業料の納付期限を7月15日まで延期しているからです。

**Q 9 授業料が減額されるのは前期だけですか？**

A 原則、前期授業料の減免を対象としています。が、後期授業料納入時期となっても、家計急変の状態が継続しているときは、後期授業料の減免を行うため、新たに申請していただくこととなります。

この場合、あらためて家計急変用奨学金の申請を行う必要ありませんが、同時点で引き続き家計急変状態が継続する虞のある方は、10月以降（予定）に給付型・授業料減免用奨学金や貸与型奨学金の在学生採用の申請を受け付けるので、活用していただくことをお勧めします。

**Q10 前期授業料を納入していますが、後期授業料の納入が困難になるかもしれない状況です。申請することはできますか？**

A 今回申請できる方は、現在、家計急変となっている方を対象としています。

よって、後期授業料納付時期に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変となり、後期授業料の納付が困難になったため申請を希望するのであれば、まず、日本学生支援機構が取扱っている家計急変用奨学金の申し込みをしていただき、その後、本学奨学金制度利用の申請をしていただくこととなります。